当　事　者　目　録

上告人　金尾　哲也
上告人　岩西　廣典
上告人　中田　　大
上告人　石井誠一郎

上記上告人ら（金尾哲也を除く）訴訟代理人弁護士
金尾　哲也

上記上告人ら（岩西廣典を除く）訴訟代理人弁護士
岩西　廣典

上記上告人ら（中田大を除く）訴訟代理人弁護士
中田　　大

上記上告人ら（石井誠一郎を除く）訴訟代理人弁護士
石井誠一郎

広島市中区基町10番52号
被　上　告　人　広島県選挙管理委員会
同代表者委員長　国政　道明
同指定代理人　舘内比佐志
清野　正彦
澁谷　勝海
坂本　康博
樫野　一穂
大原　哲治
内田　英治
髙島　　聡
増原　英司
林　　嗣朗
小路　重雄
來山　　哲
櫻　　竜俊
山縣　　透
丸山　栄治

判決

上告人鶴本圭子ほか20人，被上告人東京都選挙管理委員会ほか20人間の選挙無効請求事件について，平成29年９月27日大法廷において次のような判決があった。(最高裁判所)

平成２９年（行ツ）第４号，第１０号，第１１号，第３２号，第４５号，第５４号

判　　決

当事者の表示　別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の別紙１記載の各判決に対し，上告人らから上告があった。よって，当裁判所は，次のとおり判決する。

主　　文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人らの負担とする。

理　　由

上告代理人升永英俊ほかの各上告理由について

１　本件は，平成28年７月10日施行の参議院議員通常選挙（以下「本件選挙」という。）について，別紙２記載の各選挙区（東京都選挙区ほか20選挙区）の選挙人である上告人らが，公職選挙法14条，別表第３の参議院（選挙区選出）議員の議員定数配分規定（以下，数次の改正の前後を通じ，平成６年法律第２号による改正前の別表第２を含め，「定数配分規定」という。）は憲法に違反し無効であるから，これに基づき施行された本件選挙の上記各選挙区における選挙も無効であると主張して提起した選挙無効訴訟である。

２　原審の適法に確定した事実関係等の概要は，次のとおりである。

⑴　参議院議員選挙法（昭和22年法律第11号）は，参議院議員の選挙について，参議院議員250人を全国選出議員100人と地方選出議員150人とに区分し，全国選出議員については，全都道府県の区域を通じて選出されるものとする一方，地方選出議員については，その選挙区及び各選挙区における議員定数を別表で定め，都道府県を単位とする選挙区において選出されるものとした。そして，選挙区ごとの議員定数については，憲法が参議院議員につき３年ごとにその半数を改選すると定めていることに応じて，各選挙区を通じその選出議員の半数が改選されることとなるように配慮し，定数を偶数として最小２人を配分する方針の下に，各選挙区の人口に比例する形で，２人ないし８人の偶数の議員定数を配分した。昭和25年に制定された公職選挙法の定数配分規定は，上記の参議院議員選挙法の議員定数配分規定をそのまま引き継いだものであり，その後に沖縄県選挙区の議員定数２人が付加されたほかは，平成６年法律第47号による公職選挙法の改正（以下「平成６年改正」という。）まで，上記定数配分規定に変更はなかった。なお，昭和57年法律第81号による公職選挙法の改正（以下「昭和57年改正」という。）により，参議院議員252人は各政党等の得票に比例して選出される比例代表選出議員100人と都道府県を単位とする選挙区ごとに選出される選挙区選出議員152人とに区分されることになったが，この選挙区選出議員は，従来の地方選出議員の名称が変更されたものにすぎない。その後，平成12年法律第118号による公職選挙法の改正（以下「平成12年改正」という。）により，参議院議員の総定数が242人とされ，比例代表選出議員96人及び選挙区選出議員146人とされた。

⑵　参議院議員選挙法制定当時，選挙区間における議員１人当たりの人口の最大較差（以下，各立法当時の「選挙区間の最大較差」というときは，この人口の最大較差をいう。）は2.62倍（以下，較差に関する数値は，全て概数である。）であったが，人口変動により次第に拡大を続け，平成４年に施行された参議院議員通常選挙（以下，単に「通常選挙」といい，この通常選挙を「平成４年選挙」という。）当時，選挙区間における議員１人当たりの選挙人数の最大較差（以下，各選挙当時の「選挙区間の最大較差」というときは，この選挙人数の最大較差をいう。）が6.59倍に達した後，平成６年改正における７選挙区の定数を８増８減する措置により，平成２年10月実施の国勢調査結果による人口に基づく選挙区間の最大較差は4.81倍に縮小した。その後，平成12年改正における３選挙区の定数を６減する措置及び平成18年法律第52号による公職選挙法の改正（以下「平成18年改正」という。）における４選挙区の定数を４増４減する措置の前後を通じて，平成７年から同19年までに施行された各通常選挙当時の選挙区間の最大較差は５倍前後で推移した。

しかるところ，当裁判所大法廷は，定数配分規定の合憲性に関し，最高裁昭和54年（行ツ）第65号同58年４月27日大法廷判決・民集37巻３号345頁（以下「昭和58年大法廷判決」という。）において後記３⑴の基本的な判断枠組みを示した後，平成４年選挙について，違憲の問題が生ずる程度の投票価値の著しい不平等状態が生じていた旨判示したが（最高裁平成６年（行ツ）第59号同８年９月11日大法廷判決・民集50巻８号2283頁），平成６年改正後の定数配分規定の下で施行された２回の通常選挙については，上記の状態に至っていたとはいえない旨判示した（最高裁平成９年(行ツ)第104号同10年９月２日大法廷判決・民集52巻６号1373頁，最高裁平成11年（行ツ）第241号同12年９月６日大法廷判決・民集54巻７号1997頁）。その後，平成12年改正後の定数配分規定の下で施行された２回の通常選挙及び平成18年改正後の定数配分規定の下で平成19年に施行された通常選挙のいずれについても，当裁判所大法廷は，上記の状態に至っていたか否かにつき明示的に判示することなく，結論において当該各定数配分規定が憲法に違反するに至っていたとはいえない旨の判断を示した（最高裁平成15年（行ツ）第24号同16年１月14日大法廷判決・民集58巻１号56頁，最高裁平成17年（行ツ）第247号同18年10月４日大法廷判決・民集60巻８号2696頁，最高裁平成20年（行ツ）第209号同21年９月30日大法廷判決・民集63巻７号1520頁）。もっとも，上掲最高裁平成18年10月４日大法廷判決においては，投票価値の平等の重要性を考慮すると投票価値の不平等の是正について国会における不断の努力が望まれる旨の，上掲最高裁平成21年９月30日大法廷判決においては，当時の較差が投票価値の平等という観点からはなお大きな不平等が存する状態であって，選挙区間における投票価値の較差の縮小を図ることが求められる状況にあり，最大較差の大幅な縮小を図るためには現行の選挙制度の仕組み自体の見直しが必要となる旨の指摘がそれぞれされるなど，選挙区間の最大較差が５倍前後で常態化する中で，較差の状況について投票価値の平等の観点から実質的にはより厳格な評価がされるようになっていた。

⑶　平成22年７月11日，選挙区間の最大較差が5.00倍の状況において施行された通常選挙（以下「平成22年選挙」という。）につき，最高裁平成23年（行ツ）第51号同24年10月17日大法廷判決・民集66巻10号3357頁（以下「平成24年大法廷判決」という。）は，結論において同選挙当時の定数配分規定が憲法に違反するに至っていたとはいえないとしたものの，長年にわたる制度及び社会状況の変化を踏まえ，参議院議員の選挙であること自体から直ちに投票価値の平等の要請が後退してよいと解すべき理由は見いだし難く，都道府県が政治的に一つのまとまりを有する単位として捉え得ること等の事情は数十年間にもわたり投票価値の大きな較差が継続することを正当化する理由としては十分なものとはいえなくなっており，都道府県間の人口較差の拡大が続き，総定数を増やす方法を採ることにも制約がある中で，都道府県を各選挙区の単位とする仕組みを維持しながら投票価値の平等の要求に応えていくことはもはや著しく困難な状況に至っているなどとし，それにもかかわらず平成18年改正後は投票価値の大きな不平等が